4　規範に定める船舶における健康の保護及び医療に関する義務には、陸上の労働者が一般的に受けることのできる健康の保護及び医療と可能な限り同等のものを船員に提供することを目的とする措置の基準を含む。

A1
4.1基準　船舶及び陸上における医療

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員の健康の保護及び医療（基本的な歯科診療を含む。）に関し、次のことを内容とする措置をとることを確保する。

(a)　船員に対して、職業上の健康の保護及び医療に関する一般規定であって船員の職務に関連するもの並びに船舶における労働に特有の特別規定が適用されることを確保すること。

(b)　船員に対して、陸上の労働者が一般的に受けることができる健康の保護及び医療と可能な限り同等のもの（診断及び治療のために必要な医薬品、医療機器及び医療設備並びに医学的な情報及び専門知識を迅速に利用することができることを含む。）が与えられることを確保すること。

(c)　実行可能な場合には、船員に対し、寄港地において遅滞なく資格を有する医師又は歯科医師を訪問する権利を与えること。

(d)　当該加盟国の国内法令及び国内慣行に適合する限りにおいて、船員が船舶内にいる間又は外国の港に上陸している間、当該船員に対し、医療及び健康の保護のサービスが無料で提供されることを確保すること。

(e)　傷病を負った船員の治療に限定せず、健康の増進及び健康に関する教育のためのプログラム等の予防的な性質の措置を含むこと。

2　権限のある機関は、船長並びに関係する陸上及び船舶内の医療要員が使用するための医療に関する報告の標準的な様式を制定する。当該様式への記入が行われた場合には、当該様式及びその内容は、秘密のものとして取り扱い、及び船員の治療を容易にするためにのみ使用する。

3　加盟国は、自国を旗国とする船舶における医療設備、医療機器及び医療上の訓練に関する義務を定める法令を制定する。

4　少なくとも次の義務については、国内法令において定める。

(a)　全ての船舶は、医療箱、医療機器及び医療手引書を備えるものとし、権限のある機関は、これらの詳細について定め、及び定期的な検査の対象とする。国内的な義務は、船舶の種類、乗船者の数、航行の性質、目的地及び期間並びに国内的及び国際的に勧告された関連する医療上の基準を考慮したものとする。

(b)　百人以上の人員を乗船させ、かつ、通常三日間を超える国際航行に従事する船舶は、資格を有し、かつ、医療の提供について責任を負う医師を乗船させる。国内法令においては、特に航行の期間、性質及び条件、船舶内の船員の数等の要素を考慮して、いずれの他の船舶が医師を乗船させることを要求されるかについても特定する。

(c)　医師を乗船させない船舶は、通常の職務の一部として医療及び医薬品の管理を担当する船員を少なくとも一人乗船させ、又は応急医療を行う能力を有する船員を少なくとも一人乗船させることを要求される。船舶において医療を担当する者であって医師でないものは、ＳＴＣＷ条約の要件を満たす医療上の訓練を良好に修了した者でなければならない。応急医療を行うために指名される船員は、ＳＴＣＷ条約の要件を満たす応急医療の訓練を良好に修了した者でなければならない。国内法令においては、特に航行の期間、性質及び条件、船舶内の船員の数等の要素を考慮して、必要とされる承認された訓練の水準を特定する。

(d)　権限のある機関は、あらかじめ構築されたシステムにより、海上の船舶が無線通信又は衛星通信による医学的助言（専門家による助言を含む。）を一日二十四時間利用することができることを確保する。医学的助言（船舶と助言を与える陸上の者との間の無線通信又は衛星通信による医学的な伝達事項の送受信を含む。）は、旗国のいかんを問わず、全ての船舶が無料で利用することができるものとする。

B1
4.1指針　船舶及び陸上における医療の提供

B1.1
4.1.1指針　医療の提供

1　権限のある機関は、医師を乗船させることを要求されない船舶において行われる医療上の訓練の水準を決定する場合には、次のことを要求すべきである。

(a)　通常八時間以内に資格を有する者による医療を受けることができ、及び医療施設に到達することができる船舶は、ＳＴＣＷ条約によって要求される承認された応急医療の訓練であって、船舶において生ずるおそれのある災害及び疾病の場合に迅速かつ効果的な措置をとり、及び無線通信又は衛星通信による医学的助言を利用することを可能とするものを受けた指名された船員を少なくとも一人乗船させるべきであること。

(b)　その他の全ての船舶は、ＳＴＣＷ条約によって要求される承認された医療上の訓練（実習訓練及び点滴治療等の救命技術についての訓練を含む。）であって、海上の船舶に対する医療上の援助のための調整された制度に効果的に参加すること及び傷病者に対して当該傷病者が乗船を継続する可能性のある期間満足すべき水準の医療を提供することを可能とするものを受けた指名された船員を少なくとも一人乗船させるべきであること。

2　1に規定する訓練は、国際船舶医療手引書、危険物による事故の際の応急医療の手引書、国際海洋訓練手引書及び国際信号書（医療関係部門）並びに同種の国内の手引書の最新版に基づくものとすべきである。

3　1に規定する船員及び権限のある機関が要求する他の船員は、その知識及び技能を維持し、及び増進し、並びに新たな進展に応じた最新のものとすることを可能とするため、約五年ごとに、再教育のための課程を受講すべきである。

4　船舶内に備える医療箱及びその内容物並びに医療機器及び医療手引書は、権限のある機関により指名される責任者が適正に維持し、及び十二箇月以内の一定の間隔で検査すべきである。当該責任者は、全ての医薬品のラベル等による表示、有効期間が満了する日、保管の条件及び使用上の指示が点検されていること並びに全ての機器が要求される機能を有していることを確保すべきである。権限のある機関は、国内で使用する船舶の医療手引書を採用し、又は検討し、並びに医療箱の内容物及び医療機器を決定するに当たり、この分野における国際的な勧告（国際船舶医療手引書及び2に規定する他の手引書の最新版を含む。）を考慮に入れるべきである。

5　危険物に分類される貨物が危険物による事故の際の応急医療の手引書の最新版に記載されていない場合には、その物質の性質、関係する危険、必要な個人用保護装置、関係する医療上の措置及び特効のある解毒剤に関する必要な情報は、船員が利用することができるようにすべきである。そのような特効のある解毒剤及び個人用保護装置は、危険物を積載するときはいつでも、船舶内に備えるべきである。この情報は、第3規則及び関係する規範に規定する船舶における職業上の安全及び健康についての政策及び計画に組み入れるべきである。

6　全ての船舶は、医学的助言を得ることのできる無線局の完全な、かつ、最新の一覧表を備えるべきであり、また、衛星通信システムを備えている場合には、医学的助言を得ることのできる海岸地球局の最新の、かつ、完全な一覧表を備えるべきである。船舶において医療又は応急医療について責任を負う船員は、助言する医師が必要とする情報の種類及び受けた助言を理解することができるように、国際信号書（医療関係部門）の最新版及び船舶の医療手引書の利用について指導を受けるべきである。

B2
4.1指針　医療に関する報告の様式

1　A1
4.1基準の規定に基づいて要求される船員のための医療に関する報告の標準的な様式は、疾病又は負傷の場合において船舶と陸上との間で個別の船員に関する医療上の情報その他関連する情報の交換を容易にするものとすべきである。